



# ～家族で「選挙」のことについて話してみませんか?～

No.10

選挙に関するあれこれを発信する「選挙」豆知識  
今回は、「当選人」の決定について基本的な事柄を  
お伝えします

## 【当選人】

その選挙の開票が終わると選挙会を開き、各候補者の得票を計算し、得票の多い順に当選人になります。ただし、「法定得票数」以上の得票がなければなりません。

また、得票が同数の場合は、選挙会で選挙長がくじで順番を決めます。

有権者のみんな、  
**注目!**



法定得票数は、選挙ごと、有効投票総数で違ってくるよ。  
次回は、市長・市議会議員一般選挙の結果などを発信する予定だよ。



笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111